

平成 21 年 度 第 12 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 2 回定例会議事日程

- 1 日 時 平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (水) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 会議に付すべき事件
- 第 1 第 3 1 号議案 平成 2 1 年度八王子市教育委員会職員表彰について
- 第 2 第 3 2 号議案 平成 2 1 年度八王子市教育委員会職員表彰について
- 第 3 第 3 3 号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について
- 第 4 第 3 4 号議案 平成 2 2 年度八王子市一般会計予算の調製依頼について
- 4 報 告 事 項
- ・インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について (学事課)
 - ・第 6 回生涯学習フェスティバル・クリエイトホール祭の実施結果について (生涯学習総務課)
-

第 1 2 回定例会追加議事日程

- 1 日 時 平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (火) 午後 2 時
- 2 場 所 八王子市役所 議会棟 5 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
- 3 報 告 事 項
- 新型インフルエンザ発生時の事業継続計画 (B C P) について (教育総務課)
-

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員長	（1番）	小田原	榮
委員	（2番）	和田	孝
委員	（3番）	川上	剋美
委員	（4番）	水崎	知代
教育長	（5番）	石川	和昭

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川	和昭
学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事 指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井	良昌
教育総務課長	穂坂	敏明
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穴井	由美子
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	野村	みゆき
学校教育部主幹 （中学校給食担当）	小松	正照
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野	千細
指導室統括指導主事 （企画調整担当）	宇都宮	聡
指導室統括指導主事 （教育センター担当）	内野	雅史
指導室統括指導主事 （教育施策担当）	宮崎	倉太郎
指導室前任指導主事	所	夏目
生涯学習スポーツ部長	榎本	茂保
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	坂倉	仁
生涯学習総務課長	桑原	次夫

スポーツ振興課長	遠藤辰雄
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	若林育男
学習支援課長	設楽いづみ
文化財課長	渡辺徳康
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁
学事課主査	山本直樹
生涯学習総務課主査	前田高明
図書館主査	樋口勉

事務局職員出席者

教育総務課主査	後藤浩之
教育総務課副主査	小林なつ子
教育総務課主任	川村直

【午後2時00分開会】

小田原委員長 出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成21年度第12回定例会を、開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員は、4番 水崎知代委員 を指名いたします。よろしくをお願いします。

なお、本日追加日程の提出がありましたが、これにつきましても後ほど報告していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第31号議案及び第32号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、また、第34号議案につきましては予算にかかわる案件であり、意思形成過程のために「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員、御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の日程について進行いたします。

小田原委員長 まず、日程第3、第33号議案 八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、図書館から御説明願います。

中村生涯学習スポーツ部主幹 それでは、八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について御説明いたします。

今回の改正は、中央図書館北野分室の開室日数をふやすために月に一度の館内整理日を廃止するものです。詳細につきましては、中央図書館樋口主査から御説明いたします。

樋口図書館主査 それでは、八王子市図書館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、御説明をいたします。

これまで、北野分室では毎月第2火曜日は、館内整備として休館しておりましたが、併設する市民センターが開館していたため、利用者に不便をきたしてきました。

現在、北野分室の運営は北野市民センターの管理運営を受託しております、北野地区住民協議会に委託をしておりますが、同協議会と調整をし、これまで第2火曜日の館内整備

に行っていた図書の整理等を第3月曜日の閉館後に行い、館内整理日を11月から開館することとし、これに伴い規則の一部を改正するものでございます。

北野分室の開館時間は、水曜日は10時から19時まで、それ以外の日は10時から17時までですので、これによりまして平成21年度の開館日は4日間、28時間の増となります。

平成22年度につきましては、振替休日等によります市民センターの休館等によりまして、開館日は8日間、開館時間は56時間の増になります。また、効果としまして、平成20年度ベースで入館者数は、1,488人、2.07%の増、資料貸出数は3,064点、2.49%増が予想されます。

開館日を拡大することで、市民ニーズにこたえるとともに、利便性を高め、読書に親むことができる環境づくりの推進に寄与するものと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長　ただいま、図書館からの報告は終わりました。

本件につきまして、何か御質疑ございますか。御意見を含めて何かございましたら、どうぞ。

水崎委員　市民のニーズにこたえるというのは、とてもよろしいことかなと思うのですが、こうすることで、例えば、改正によるデメリットというのですか、職員の人数が足りないだとかそういったことは起きてくるのでしょうか、それとも、現状のままの体制でこれを改正しても、問題は起きないのでしょうか。

樋口図書館主査　現在の体制でできる範囲ということで、住民協議会の方と調整をしましたので、体制自体の変更には問題はございません。

小田原委員長　ということですが、そのほかいかがでしょうか。

和田委員　開館日をふやすという観点から、月1回の館内整理日が決まったわけですが、その下にある特別整理期間というのは、これはもう検討の余地のない内容になるのでしょうか。そういう整備期間の見直しをしているのであれば、こういったものについても、考えられる部分ではないかと思うのですが、今回の提案ではないのですが、どうでしょうか。

中村生涯学習スポーツ部主幹　特別整理期間と言いますのは、お店で言うところの棚卸と同じ形になりますので、本1冊ずつバーコードでなぞっている形があります。ですので、短くする方向では検討しますが、今すぐにちょっとどのくらいになるかというのは

考えておりません。

和田委員　ぜひそういう意味で、市民ニーズに応じて開館日をふやすという発想であれば、やはりいろいろなものを見直している中で、その月1回のものだけでなく、やはり他のものについても検討して、今のお話ですとどのくらいかかるかわからないという話ですから、その辺のことも精査していただいて、できるだけ開館日をふやしていただきたいなというふうに思っております。

小田原委員長　今の質問で、15日以内ということになっているのだけれども、現状ではどのくらいかかっているというのと、本何冊、大体何冊について、何日ぐらいが必要なものですから、何日かやっぱり確保しないと無理だろうと、そういうような話を準備しておかないといけないだろうということです。それ、今すぐには言えないわけですか。

中村生涯学習スポーツ部主幹　北野分室につきましては、書蔵点数というのは、今のところ4万5,000冊ほどあります。館内特別整理期間というのは、こちら15日と書いてあるのですけれども、北野については3日間という形で21年度、行っております。ですので、大体3日以内でなぞり終わるといえる形はできるのですけれども、一日でどのくらいなぞるといえるのは、詳しく調べていないので申しわけないのですけれども、今すぐはわかりません。

小田原委員長　この15日というのは、八王子全体の図書館、本館の方も含めて規定しているわけですから、北野だけで何日ですから、3日ですみますよという話にはならないわけですね。ということのようですが、いかがですか。

和田委員　そうすると、この第4条の(5)にある北野分室という下に、ア、イ、ウ、エがあるわけなのですが、これは全部に共通している内容になるのですか。北野分室の内容ではないのですか。

中村生涯学習スポーツ部主幹　基本的には、これは全館共通のものになっていまして、特別整理期間を1年間で15日以内で設定するという形になっています。

ですので、例えば南大沢図書館の場合には10日とか、どんなに多くても15日以内で整理をするという形で、15日以内という形になっております。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　ちょっと説明が足りないのですけれども、この条文の読み方はおっしゃるとおり、(5)については北野分室のことでございます。今、中村が言ったのは、いわゆるエに当たるところですけれども、これにつきましては全館同じような書き方をしているという言い方でございます、そのために何日以内。ですので、最大が、

中央も15日は取っていないのですけれども、一番かかると考えて15日以内としております。

これが本当にどうかというのはおっしゃられた通り、今、最大かかっている日数にかえてもいいのかなと思ってはおりますけれども、ここのところは最大限を取って、そのかわり以内という中で最大限努力していきたい、そのような考えで思っておるところでございます。

和田委員 わかりました。条文の読み方はそうだと思うのです。ここにある以上は、北野分室の特別整理期間を示したものだというふうに思いますので、そうなるときに、この15日以内というこの日数を示す必要があるのかということと、それから全体で共通しなければならないのかということについては、ぜひ今後検討していただければなというふうに思っています。余りにも実態とかけ離れていますよね。また、ほかの日に特別に今のようなバーコードのなぞりをする以外に、もっと大きな整理をしなければいけない期間があって、それで最大15日取っておかないといけないというのであれば、状況がわかるのですけれども、その辺とか別にあるのですか。

中村生涯学習スポーツ部主幹 特別整理期間の中で、例えば、建物の修理とか改修とか、そういうことも含めてやっております。掃除なども、今、月に1回という形ですので、そこだけ特に丁寧に、そこのところで設定して掃除等もやっておりますので。

それで、なぞるのは、さっき北野の場合は3日とお話ししたのですけれども、それプラスそういうような改修等の部分もあるので、多目に取ってあるという形になっております。

小田原委員長 いかがですか。

今の話だと、ちょっと特別整理というのと、清掃だとか改修とは、また違うと思うのだけれども。

ちなみに、(1)から(4)まではどういう、それぞれの図書館に割り振っているわけですか。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 例えば(1)が中央図書館ですけれども、この場合のAに当たるところにつきましては、毎月第2火曜日というような形になります。それで、(2)南大沢図書館、そこは第3火曜日、それから……。

小田原委員長 それは、いいのだけれども、エの部分。

坂倉生涯学習スポーツ部参事 エの部分はすべて、最大の15日に直しているのですけれども、そこは少し検討します。今のところは、一番かかる蔵書数の多い中央図書館の現実

に行っているものプラス、もう少しの余裕を見ての日程にしているということです。

小田原委員長　だから、実態に合わせて、特別整理は特別整理、改修の場合にはまた別ですよ。そういうところはちょっときちんとした方がいいのではないですか。お掃除のために、特別整理だというふうな言い方で休館するということは、これは良からぬことだと思います。

坂倉生涯学習スポーツ部参事　それはございます。例えば、来年、北野が改修を予定しているのですけれども、それはそれで別の形で休みを取りますので、ここはあくまでいわゆる棚卸に伴う期間で、それに合わせて機械点検などを入れるとき、電気設備の点検を入れるときがありますけれども、おおむね中央の場合でも一週間ないし最大10日ぐらいで済んでいるところでございます。

小田原委員長　だから、強いて言えばその他緊急事態の場合の休館というのはあるのだというふうにしておけばいい話でしょうね。

和田委員　今、聞いて再度お願いという形になるのですが、結局(1)から(4)まで、それぞれの図書館の内容によって、休館日等が定められているということであれば、先ほどの話のように、ぜひ各図書館に応じたそういう設定ができるのであれば、その工の内容についてもぜひ検討していただいて、示しておいた方が実態にあったものになるのではないかなと思いますので、これはまた、検討していただければと思います。

小田原委員長　いつまでというふうにならなくてよろしいですか。いずれ、近い時期に御検討の結果を御報告いただきたい、あるいは、議案として御提出願いたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、特にないようでございますので、お諮りいたしますが、ただいま議題となっております第33号議案については、御提案のとおりウを削除して、工の部分のウとするという案に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　異議ないものと認めます。

よって、第33号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長　議案は以上ですが、続いて報告事項となります。

まず、学事課から御報告願います。

野村学事課長 インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、本日机前にお配りした資料に基づいて御説明をいたします。説明は、保健担当の主査の山本から行います。

山本学事課主査 それでは、インフルエンザ様疾患による臨時休業措置につきまして、御報告をさせていただきます。

資料の方をごらんください。10月になりまして、特に3連休明け、臨時休業が増加しております。こちらの資料の方、昨日の10月20日におきまして、発生している件数が出ておりますので、こちらをごらんください。

学級閉鎖が43校81学級、小中の内訳になりますと、小学校27校で47学級になります。中学校が16校34学級となっております。

学年閉鎖に関しましては、22校26学年。内訳は、小学校が13校15学年、中学校9校11学年となっております。

一番下の欄は、10月20日現在の今までの累計数となっております。

臨時休業状況措置につきましては、以上ですけれども、ここでインフルエンザによる入院の情報というのが入っておりまして、小学生が2人、中学生が2人、4名の入院情報が入っています。ただ、いずれも重度化することなく、もう既に退院をしているということで連絡がありました。

報告は以上でございます。

小田原委員長 学事課からの報告は以上ですが、何か御質問、御意見ございませんか。

水崎委員 小学校、中学校の連合行事について、対応というのは学事課はどのように考えられていますか。

野村学事課長 連合行事それぞれ学校が主体となって行っているところですが、ただ、行事行事によって、それぞれ考えています。

例えば、直近でやったのは、中学校の音楽鑑賞会なのですが、それもいつまでに実行できるかということをおおきく、教育委員会と小教研と打ち合わせをしておいて、各学校の状況を集めて、それでこのような対応をしよう。例えば、現場でアルコール噴霧による対応をしようとか、子どもたちに症状がある子はマスクを持参させるであるとか、それをあらかじめ行った上で、教育委員会と学校側とで協力しながら決めました。

また来週になりますけれども、今度は小学校の連合音楽会、これについても同じような打ち合わせをします。

それと、明日なのですが、特別支援の合同運動会が急遽ここで中止になりました。それ

それ、対応が違ってくると思います。屋内でやるもの、屋外でやるもの、それからどのぐらいの人数が集まるなど違いがありますので、それぞれ協力しながら、情報提供しながら備えています。

小田原委員長 そのほか、いかがでしょうか。

和田委員 累計の10月20日現在の学校閉鎖数の中の2という、これをちょっと説明してもらってもいいですか。上のは城山中1校になっていますので。

山本学事課主査 9月の段階で、発生をしております学校が、今回提示しているところが、10月からの状況になりますので、9月に1校中学校が、前回に御報告させていただきましたが、第三中学校が学校閉鎖になっています。

和田委員 それを合わせてですか。

山本学事課主査 それで、累計で2校ということに表示しております。

小田原委員長 ほかにいかがでしょうか。

こちらのこの事業計画は、特に報告はないのですか。

穂坂教育総務課長 後ほど御報告します。

小田原委員長 そうですか。

先ほど、学校行事のお話がありましたけれども、これは考え方で、各学校で任せているわけなのですけれども、学校行事というのは、これ前にも言ったかもしれませんが、変更がなかなかききにくいわけです。

だから、それをどうしてもやりたいということであるならば、ある程度学校に裁量権があるわけだから任せて、規定するに達しなくても行事を確実にやるためには、その前に休みを確保して、蔓延を防ぐというふうなことというのは、認めてやりたいというふうに思うのですけれども、そこら辺も校長先生方によくお話ししていただければと思います。

野村学事課長 修学旅行では、そのようなお話もありました。

もう一つ、追加でワクチンの件なのですけれども、国もワクチンの順番などを日々情報が違うのですけれども、これを接種率を上げるために、小・中学校で集団接種ができないかというお話もあったのですけれども、ワクチンの確保が協力機関の方との契約。つまり、麻疹とは違って医師会との契約になりますので、なかなか集中的にそのワクチンを集めることができないので、集団接種はできないという形になりました。

生活保護世帯等には減免の措置も取られるというふうに思いますけれども、できるだけこれは時期を外さないように、できるように、健康福祉部とは連携して、子どもたちには

周知をしたいなというふうに考えています。

小田原委員長 よろしいですか。

川上委員 インフルエンザの予防のことで、もちろん、手洗い、うがいというのは、よくやっていると思いますけれども、うがいにお茶を使うとよろしいと。そのカテキンというものが消毒作用があるというか、殺菌作用があるというようなことも報道されています。普通の売っているお茶の半分の薄めたものでよろしいのだそうです。ですから、それは普通のお茶から出したものでもよろしいのではないかと、そういう工夫とか。

それから今のワクチンの話ですけれども、ワクチンも何千万人分という数字の中は、1本1人の計算だったそうですから、ワクチン1本で10人受けられるそうです。人が集まれば、集団ということの意味もそこにあるのではないかとというふうに、どこかで何かやりようがあるのではないかとというような受け取り方を、その報道からはいたしましたけれども、それは大分前のことでした。

ですから、いろいろな情報を集めて、可能性のあることは実行したらいいのではないかなというふうに思いますけれども、いろいろな約束事があるのかもしれませんが、うかうかとしなないようにしていただければというふうに思います。

野村学事課長 予防の工夫では、幾つかの小学校と中学校に聞いたのですが、中学校はなかなか、子どもたちが大きくなって、一斉にということは難しいというふうにお答えになる学校が多かったのですが、小学校だと例えば、先ほどおっしゃられたお茶を、各家庭から水筒に持たせてやっている学校がありました。あとは、工夫がいいなと思ったのは、決まった音楽を流すそうで、その音楽が流れてくるとその担任が、手洗いとうがいの時間ということで出てやるというふうな工夫をしている学校がありました。

なかなかそれぞれ、学校、工夫を重ねて、手洗いとうがいをやっているようだということ、9月の半ばぐらい、調査をかけたのですけれども、わかりました。

川上委員 もう一つよろしいですか。

工夫とか、これはいいのではないかとと思われることがあったら、その学級閉鎖率ですとか、それとの関係を調べて、よその学校に御紹介するとかということがあってもいいのではないかとというふうに思います。特色ある学校で、自分たちのところだけよかったというのでは、ちょっとおかしいと。これは今回のとは違いますので。

和田委員 学校閉鎖があるわけなのですけれども、これは解除するときにどういうことを確認して解除するのでしょうか。既に、3日なら3日ということ为前提にして、学校を閉

鎖します。そうすると、その中で、子どもがいない中で、解除して登校を促すわけですが、このときに学校そのもの、生徒たちが本当にインフルエンザにかかっていた子はいいにしても、それ以外の子たちがインフルエンザになっているかどうかというそういう情報収集や、解除するに当たって学校が何かを基準にして判断しているかということについてはどうなのでしょう。つまり、学校閉鎖が解除されて出て来たとき、またそこで再発するということが、前にもお話にありましたけれども、学校がそういう子どもたちの実態を把握して解除しているのかどうか。ただ日にちを3日、5日というふうに決めて、はいどうぞ、また来てくださいというそういう解除の仕方だとすると、再発というか、再発生を防げないのではないかと思うのですが、例えば、城山中はそういう実態把握をしているのか、あるいは、出て来たときに、その後、子どもたちの状況はどうなったのかということ、把握しているのかどうかなのです。繰り返されると思います。

野村学事課長　今回、確かに学級閉鎖のおおよその目安を示したときに、そのお話は各学校から出ました。城山中学校だけでなく、ほかの学校についてもその休みの間中、期間が長いと、担任が連絡をする場合も当然あると思っていますけれども、どんな情報収集をしているかというのを、具体的に学事課の方ではつかんでいません。

具体的に城山中で言いますと、2年、3年がもう学年閉鎖の状態でした。それで1年生にもちらほら見られたので、今回は全体を、1年生も含めて学校閉鎖というような判断をしました。土日もある中で、ちょっと全体を休めて、改めて月曜日の状況で登校を促して判断をするというふうなことで、現実には続けてお休みをすることはなかったと思うのですが、具体的な方法というのは聞いていません。

確かにそのお話はありました。繰り返し、繰り返しになってしまって、延々1カ月休むことが想定されるとか、そんなお話が確かに出ましたけれども、具体的に聞いていません。

小田原委員長　学事課としての目安みたいなのは、お持ちではないのですか。

野村学事課長　東京都と同じ基準で、10%を目安に。

小田原委員長　そうではなくて、戻す場合の手だて。

つまり、今、和田委員が心配しているのは、その4日なら4日、その10%あって、だから4日間休校にしますと、それはそれとしてやるわけです。ところが、4日で全員がインフルエンザから解放されたというような情報みたいなのは、どうやって得るのか。あるいは、パーセントなり人数なりで、この程度だったら4日で十分だから5日目からは登校しなさいというふうになるのか。状況によっては、もっと伸ばした方が根絶できる可能性

の方が高いのではないかというようなのは、どういうふうに判断しているのかというお問い合わせです。

野村学事課長 すみません。それについては、学事課としては特に考え方を出していないのですけれども、各学校の経験値の中で、季節性のインフルエンザであれば、このぐらいの日程を取れば、今の現状のクラスの中で落ちつくであろうという判断で、校医の先生と相談しながら休業措置期間を決めているというふうに思っているのですけれども、それ以上具体的には定めていませんし、お示しもしていないところでございます。

ただ、ちょっと長い期間取るところだと、多分、担任の方から、クラスの状態によっては、連絡をとるということもしているのかなと想像はするのですけれども、それは確認しているわけではないですけれども。

石垣学校教育部長 ちょっと状況を見ていきますと、今のお話も直接の回答になるかどうかちょっとわかりませんが、3日から4日の中で10%休むと3日から4日という休みにするわけです。それで、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖というのがありますけれども、学級閉鎖というところを見たところでは、同じクラスが再度学級閉鎖になるという例はほとんどないです。ですから、ほかのクラスに移りながら、ほかのクラスが学級閉鎖になっていくと、状況を見るとそんな傾向は見れます。ですから、同じクラスがまた再度なるということではなくて、ほかのクラスに移りながら、学級閉鎖が続いていくと。小さい学校はすぐ、学年閉鎖になってしまいますけれども、城山中の場合は、その前に1年生、3年生が学級閉鎖になったのです。そのあと、ぼこっと学年閉鎖という形で、全体に広がったというような状況が見れるのかなと思っております。そのような状況です。

和田委員 登校後も様子を見てもらえればいいなというふうに思いますので、せっかく解除しても登校しない子どもが多いということになるといけないと思いますし。

小田原委員長 経験値で決めているという話があったのだけれども、その経験の差が随分違うわけですから、いろいろな流れが起きるのでしょうか。

ということですが、よろしゅうございますか。

それでは、学事課の報告は以上ということでもよろしいですか。

小田原委員長 引き続き、生涯学習スポーツ部の生涯学習総務課からの御報告ということですが、よろしいですか。

桑原生涯学習総務課長 それでは、先週10月17日土曜日ですが、9時から4時まで、

第6回の生涯学習フェスティバル、またの名をクリエイトホール祭の開催を行いましたので、その結果について、担当の前田主査から御報告させます。

前田生涯学習総務課主査　それでは、資料の方をごらんいただきたいと思います。

先日行われました第6回生涯学習フェスティバルの御報告をさせていただきます。

このフェスティバルにつきましては、市民がみずから学習活動を行うきっかけづくりと、来場された市民の方々がふれあい、学び合う交流の場を提供することを目的に、10月17日土曜日午前9時から午後4時まで、クリエイトホール全館におきまして、教育委員会の5つの課と市長部局の2つの課、そして2つの市民団体の共同で「まなぼう・ふれあおう・このまちで」をキャッチフレーズとして開催いたしました。

そして、展示やホールでの参加いただいた市民団体は、昨年度に比べまして9団体ふえ、53団体にのびりました。

催し物の内容は、ここに記載されておりますように、市民の方々の作品展示やホールでのステージ発表、市民向けの講座など、市民の皆様の日々取り組んでいる学習成果が数多く発表されました。

裏面をごらんください。来場者数でございますが、一番下、下段の合計欄に記載されておりますが、昨年度に比べまして129名増加の8,147名となりました。昨年度に比べまして増加した会場では、1階の子ども家庭支援センターの子ども関係の催し物、あるいは4階の展示、10階、11階の学習室での展示、体験教室となっております。

以上、簡単ですけれども御報告させていただきました。

小田原委員長　生涯学習総務課からの御報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございますか。

私は、今年度お伺いできなかったのですが、昨年よりも人数がふえたということで、大変、漸増ということなのですが、非常に私は一日こっきりではもったいない催しだなというふうに思っているのですが、そういう参加団体、参加者からの話はございませんか。

前田生涯学習総務課主査　2日間という話は、一昨年あたりに参加し、一緒に協力している市民団体の方とちょっとお話に出たことがあるのですがけれども、なかなか2日になってしまうと、いろいろ協力している団体の方の御負担ですとか、1日に集約してぎゅっとした方が内容も濃いものができるということで、昨年度から1時間早目に時間の方を、今まで10時だったところを9時から開催して、時間を少し延長しまして対応をしているところでございます。

小田原委員長 これを見ると、去年も9時になっていますよ。

前田生涯学習総務課主査 昨年度から9時。一昨年まで10時だったのです。すみません。

小田原委員長 そうですか。それで1,000人ぐらいふえたということですかね。800人。

他には、特にございませんか。

では、特にないようでございますので、お疲れ様でした。

小田原委員長 次に、追加日程の報告事項について、教育総務課から御報告願います。

穴井学校教育部主幹 新型インフルエンザ発生時の事業継続計画について、御報告を申し上げます。

本計画については、八王子市で新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところですが、その行動計画に基づいて策定をしたものでございます。

本格的な新型インフルエンザの流行に備えて、本市における市民生活に直結する事業を最優先に継続するための計画ということで、策定をしております。

策定の目的ですけれども、今、申し上げましたとおり、新型インフルエンザが大流行となって、市の職員やその家族が罹患することによって、市役所の機能の維持に必要な人員を確保できない状況が生じる恐れがあること、それからそのような事態となった場合に、平常時の事業の一部を中断して優先すべき事業への応援態勢を構築することにより、優先事業継続に必要な人員を確保していくこと、それから必要最小限のサービスを維持するため、市民生活に直結する事業を優先としています。

このような目的で策定しているのですが、策定の前提としまして想定しているのは、まずは新型インフルエンザであること、それから市内において30%の市民が罹患しているということを想定しています。

それから、流行期間がおおむね2カ月程度ということで想定をして、策定をしているところです。この流行期間であるとか罹患率については、東京都の想定状況を踏まえて本市の行動計画に定められているところで、そこを予測した中で、その行動計画にも2カ月間の暫定的な行政体制として決定しておく必要があるということがありますので、これを基に事業継続計画を策定したところです。

主な内容なのですが、お配りをしています行動計画には、まず、事業継続計画における事業継続優先度の基準というものを付けてあります。市の業務を、各部別に分かれた中で、

およそ690項目業務として項目が挙げてあるのですが、その中で優先度をA、B、Cの3段階に分けてあります。

Aは、事業を継続し、応援職員を必要とする、要は最も優先度の高い事業がAとなっています。優先度Bの事業については、多少事業を縮小して実施することは必要だけでも、応援職員を必要としない事業というふうになっております。それから優先度Cについては、業務を一時的に中断または中止しても市民生活や社会機能維持に与える影響が少ないと判断された事業で、ここのCに区分された事業の所管から、基本的には優先度Aのところへ応援職員を配置するような形で計画を立てております。

応援態勢については、応援態勢の原則として、まずは課内応援対応から始まり、その次が部内の対応、それから部外の対応という順に応援態勢を組む予定になっております。

応援職員に求める経験職、専門性などのスキルというのは、事前に把握をしておこうということになっております。

各部において、策定した内容については、その後ずっと載っておりますけれども、学校教育部については18ページ、それから生涯学習スポーツ部については19ページの方が、学校教育部、生涯学習スポーツ部、それぞれの行動計画の優先度、業務わけというふうになっております。

これを見てわかりますように、学校教育部においては、まずは新型インフルエンザ情報を収集して、各学校等へ指示する機能を最優先としております。それから、給食実施に関する調整事務を優先するというので、また、市民への給付事業については、他の給付事業等との対応を考えながら対応をしていくということで、支障のないように組んでおります。

生涯学習スポーツ部の方は、そちらに書いてあるようにおおむねCの業務が多くなっておりますように、それぞれの部内または部外の方へ対応できる応援態勢を組めるような形で計画をつくっております。

実際にこの行動計画の発動についてなのですけれども、22ページをごらんください。22ページのところに発動のフローが載っております。まずは、危機管理本部を招集する場合なのですが、市民の罹患率と職員の休暇状況等を踏まえまして、本部がこの計画の発動を決定します。その後、本部員、各部長になりますけれども部内の職員の罹患状況または出勤状況に基づいて、部外からの応援が必要というふうに判断した場合については、総務部長に応援を要請することになります。

応援を要請した所管部長は、当該所幹部の事業継続計画に基づいて、総務部長と具体的な応援態勢を調整し、その後、総務部長は応援対象職員の出勤状況を把握した後、依頼があった所管部長に回答するとともに、応援職員の所属部長に応援を依頼して、実際、最終的な応援態勢を構築すると、このようになっております。

発動に当たっては、何%という基準は基本的にはつくっておりません。市民の罹患率を見た中で、職員の出勤状況を見て、業務の継続に支障があるというふうに所管の部長が判断した段階で、この計画を発動すると、そんな形になっております。

この計画なのですけれども、その後、例えば東京都が事業継続計画に関する市区町村向けのガイドラインを作成して通知をした場合ですとか、新型ウイルスの性質が新たに判明した場合については、常に状況に応じてこの計画を見直して行くものとなっております。

この計画については、最後になりますが、10月7日に庁内配布をされ、そのあと8日にプレス発表、9日に市のホームページに掲載をされているところです。

以上でございます。

小田原委員長 教育総務課からの報告は以上ですが、何か御質疑、御意見ございませんか。

水崎委員 想定されることが3つと言われたのですけれども、市内において30%の市民が罹患していることと、この30%という把握の仕方というのはどこをするのですか。

穴井学校教育部主幹 保健所の方で把握をして、情報を提供するような形になっております。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

和田委員 御説明で結構なのですけれども、学事課が挙げている3つ目のAのところの「うち、教育委員会事務局職員に関わる分」というのがAになっていますよね。これは内容はなに当たるのですか。

小田原委員長 給食のではありませんか。

穴井学校教育部主幹 学校給食に関することということで、ここのAになると人数のところを何人応援態勢が必要か出すのですが、学校給食に関わる、例えば学校の職員は除きますよということです。学校の職員については、それぞれの学校で判断した中で必要人数等が変わってくると思いますので、ここで策定した計画については、その事務局で、要は判断する部署の人数を策定するAになっていますということで書いてあります。

小田原委員長 表現が難しいところなのですけれども、この書き方だと、自分たちの食事の部分でAになっているというのはいかがかなというふうに思ってしまうのです。

穴井学校教育部主幹　最初は分けていなかったのですけれども、分けないと逆に、そこをAにしてしまうと、何が何でも学校給食を提供するのだというふうに読めてしまって、そうすると素人が応援態勢で行っても、給食はつくれませんから、そこであえて分けて書いた方がいいだろうという判断になりました。

小田原委員長　ほかにはいかがですか。

水崎委員　これは市の職員関係だと思うのですけれども、一番最後に恐らく書いてあるのかなと思ったのですけれども、学校の先生たちが罹患して、学校の授業もできなくなったという状況のときは、この文科省、厚生労働省及び東京都の指示に基づき決定と、こういうふうになるのですか。

穴井学校教育部主幹　先ほど、学級閉鎖のときでもお話ありましたように、学校長が判断して授業継続については裁量で考える部分が大きいと思います。

あえて、これをつくるときは、学校の部分は今、委員長がおっしゃったように、東京都の判断もあるだろうし、学校の状況もあるだろう。基本的には、自習ですとか、先生がいなくても授業計画ができるような体制もあることから、あえてここに細かく書くことは避けているということで、学校は含まれていない計画になっています。

小田原委員長　これは何か学事課から補足はありますか。いいですか。

野村学事課長　各学校は先生の経験年度の構成によったり、それから学年の、クラスの数によって、いろいろ各学校の状況が違うと思います。

まずは、学校の先生方が学校に出て来られなくなるような、要するに、予防対策をきちんとするとか、そういうことを徹底していただくということを、今、各学校をお願いをし、もし、各学校急遽そのようなことが発生した場合には、教育委員会に御相談をいただいて、どんな応援ができるのかということを考えなければいけないと思いますけれども、まずは各学校は教職員の先生方の体調で学校が継続できないということにならないような御努力を、今、お願いしているところです。

由井学校教育部参事　学校は子どもたちが来て、授業ができなくなるような工夫をしてくださいということで、例えば、中学校で3学級あって、その学年の先生方が2人しかいなかったというのであれば、3学級まとめて例えば体育館で、何か授業をやるだとか、あるいは調べをやるだとか、あるいは今やっている特別活動のことを続けるとか、やり方いろいろあると思うのです。そういうことを工夫しながら、進めてくださいと、そういうことです。

水崎委員 学校の先生が、ほとんどがかかってしまって、一斉にということはまずあり得ないだろうということですか。

小田原委員長 発生のときにどうするかということに準じて、対応するというふうな話になるのではないですか。

穴井学校教育部主幹 その都度、事業計画は、本来だったら、地震ですとか、そういう大きなときに対応してつくっておく必要性もあります。今回は、新型インフルエンザ対策ということで、八王子市が先行してつくっている部分がありまして、今後、東京都の行動計画が、来年の3月頃つくられる予定なのです。そうしたことを踏まえながら、大災害に対する事業継続行動計画もつくっていかうというふうなことになっています。

水崎委員 家族がかかっていたら出勤してはいけないとか、そういう決まりになっているのですか。どうなのでしょう。

穴井学校教育部主幹 総務部の職員課から、今、通知が出ていまして、家族がなった場合については、自分が移らないような措置をしていただくと同時に、自分の健康管理に注意していただくという行動範囲までで、出勤してはいけないとか、そういうことにはなっておりません。

小田原委員長 この新型の新型というのは、何を言っているのですか。つまり、当初の新型インフルエンザのときには、例えば、学校の場合には、都内で一人でもかかったら全校閉鎖ということだったでしょう。鳥の場合は、これは、ブタなのですか。

穴井学校教育部主幹 そうです。

野村学事課長 もう順次緩和されて、今、ブタに由来するインフルエンザですので、順次それは緩和されています。

穴井学校教育部主幹 表紙に書いてありますように、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1型)に限ったことということで、想定されるのは、大流行期が2カ月ぐらいとか、そういう想定に基づいてつくってあるもので、これからもっと強力なインフルエンザが流行った場合は、これではちょっと対応できない部分もあるというふうに考えています。

野村学事課長 追加なのですが、厚生労働省が、家族の場合、濃厚接触者という表現をしていますけれども、濃厚接触者については、外出を自粛するように理解をいただくという表現なのです。禁止するということは当然ないですし、例えば、学校の先生であれば、お子さんがインフルエンザにかかることがあるわけで、そういった場合には、自分がもしかしたらかかっているかもしれないということを前提に学校の中で対応をして欲しい。つま

り、例えばマスクを着用するであるとか、少し調子が悪いのであれば授業はほかの先生に
かわっていただくであるとか、そういうふうなお願いをしています。

小田原委員長 ほかにいかがですか。いいですか。

これは、細かいどうでもいいことになるかもしれませんが、学校教育部と生涯学
習スポーツ部の書き方、これは生涯学習スポーツ部だけが違うというふうに見ていいのだ
けれども、Aがないから優先度Aの考え方はなくていいと思うのですが、行動方針が、生
涯学習スポーツ部だけ非常に細かく示されています、ほかのところと比べて。これは、私
は人が悪いですから変な読み方をするのですけれども、応援が極めて可能な部なのだ
と、最低必要人員が5名なのに、なぜ11名もいるのかという読み方がされてしまうわけ
です。それで、そういうのを公表するのは自信があるから公表しているのだらうと思いま
すけれども。

桑原生涯学習総務課長 生涯学習スポーツ部は施設をたくさん持っています。また、直接
生活にかかわるような仕事はございませんけれども、ただ、最低必要人員というのは、当
然市民からの電話ですとか、窓口対応、こういうことを考えて残さなければいけない職員
がいますので、そういう意味合いで最低必要人員というものを書いております。

全体的な事業の中では、施設管理が多いということで、施設が全部クローズするという
ことになれば、その施設はお客さんが来ませんので、応援に回れるという可能性がある
ということで、こういう人員配置になっております。

野村学事課長 開館時間は週40時間ではないですから、開館時間が長いですから、それ
を考えて、それだけの人員は必要、回すためにはそれだけ必要になってきます。1日8時
間ということではない。

小田原委員長 これも引き算すればいい話なのだけれども、最低必要人員というのは、3
名なら3名でいいところを、なぜ6名も必要とするように配置をしているのかという読み
方ができてしまうわけです。これはまずいのではないかと、そういう話です。

穴井学校教育部主幹 今回、市民生活に直結していて、優先度の高い事業をA事業という
ことにしたのですが、最初の議論のところに出てきたのが、生涯学習スポーツ部でやって
いるような、例えばセンターですとか、図書館だとか、それが開いていても、要は閉じて
しまっても市民生活に直結しないだらうという判断の中で、一番優先度が低い事業として、
最初から仕分けをした部分がありますので、全館、そういう場合にはクローズすることを
前提として人数を出していますから、どうしてもそういうふうに少なくなるのは当然で、

開館していればそれだけの人数は必要ということなのですが、ただ、書き方がそこまで細かく書いていないので、委員長がおっしゃるようにそういうふうに言われかねない部分は、最初から想定はしていたのですが、そこは説明すればおわかりいただけるだろうということとです。

小田原委員長　私は別の読み方をするもので、いいです。よろしいですか。では、教育総務課からの報告は以上ということで、予定された報告事項は以上ですが、何か報告する事項ほかにございますか。

石垣学校教育部長　ございません。

小田原委員長　委員の皆さんの方で、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、予定された公開の場での報告及び議題については終わりということで、休憩に入りたいと思います。

休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

再開は3時5分ということでよろしいですか。では、3時5分開会としますのでよろしくお願いいたします。

【午後2時55分閉会】